

新型コロナウイルス感染症と診断された方・濃厚接触者の方の
職場復帰に当たり

陰性証明等を提出する必要はありません

- 療養期間については、専門家における議論を踏まえて設定されているものであるため、療養終了後に職場等に復帰するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR 検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はありません。
- 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はありません。

！ 県内での感染者が増え、受診・検査希望者が増える中、医療機関や保健所、検査機関等へのこれに係る各種証明の請求及びお問い合わせはお控え下さい。

企業の方向けQ&A [厚生労働省]

労働者が職場復帰する際の留意点など、新型コロナウイルスに関するQ&Aはこちら



感染予防に関すること [沖縄県]

新型コロナウイルス感染症の感染対策や、職場等で陽性者等が発生した場合の対応についてはこちら



就業制限の解除について [厚生労働省]

就業制限解除の確認・証明に関する通知はこちら



上記通知のうち、療養期間についてはこちらをご参照ください

